

## 事後審査資料の提出方法に関するお知らせ

令和3年3月

落札候補者決定後に提出していただく入札参加資格の確認（事後審査）につきましては、電子入札システムでの資料提出が可能となりました。

従来どおりの「持参・郵送」での提出も引き続き可能です。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、「郵送」及び「電子入札システム」での提出を推奨いたします。

### 1. 対象となる提出資料

入札参加資格確認書及び入札参加資格確認資料

※事後審査資料として、落札候補者決定後に提出するもの

### 2. 電子入札システムでの提出方法

別添操作マニュアルをご参照ください。

### 3. 留意事項

電子入札システムで提出できる電子データは、PDF ファイル（1つのデータが3MB以下）のものに限られます。

#### 【PDF ファイルの作成について】

- ・ Excel や Word 等で作成した資料…作成後、PDF 形式での保存を行ってください。
- ・ コピーを提出していた資料…スキャン等により、電子データ（PDF ファイル）に変換してください。

※1つの PDF ファイルのサイズが3MB 以上となる場合は、分割するなどして3MB 以下になるようにしてください。